

公開買付説明書の訂正事項分

2026年6月

加賀電子株式会社

(対象者：新光商事株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

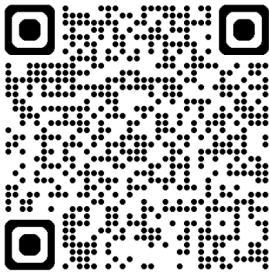
本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は法第27条の9第4項の規定により作成されたものです。

本訂正事項分が訂正の対象とする、加賀電子株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が作成した本公開買付けに係る公開買付説明書は、本公開買付けに関して公開買付者が2026年5月18日付で関東財務局長に対して提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除きます。）を省略しております。本公開買付届出書に記載された本公開買付けの具体的内容は、本公開買付届出書をご参照ください。

なお、本公開買付届出書は、金融庁の電子開示システム（EDINET）の「書類詳細検索」画面より、提出者名称に公開買付者である「加賀電子株式会社」と入力し、「書類種別を指定する」で「公開買付届出書」と指定して検索を行うことで内容を確認することが可能です。

EDINETのURLは以下のとおりですが、以下の二次元コードからも閲覧することが可能です。

<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>



1 【公開買付説明書の訂正の理由】

公開買付者が、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供するため、本公開買付けにおける買付け等の期間を2026年7月14日まで延長し、公開買付期間を合計42営業日とする旨を決定したことに伴い、本公開買付届出書の記載事項及び添付書類である2026年5月18日付公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第4項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第8項の規定により、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(8) 決済の開始日

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(3) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(訂正前)

2026年5月18日（月曜日）から2026年6月26日（金曜日）まで（30営業日）

(訂正後)

2026年5月18日（月曜日）から2026年7月14日（火曜日）まで（42営業日）

(8) 決済の開始日

(訂正前)

2026年7月3日（金曜日）

(訂正後)

2026年7月22日（水曜日）